

令和6年6月11日

保護者様

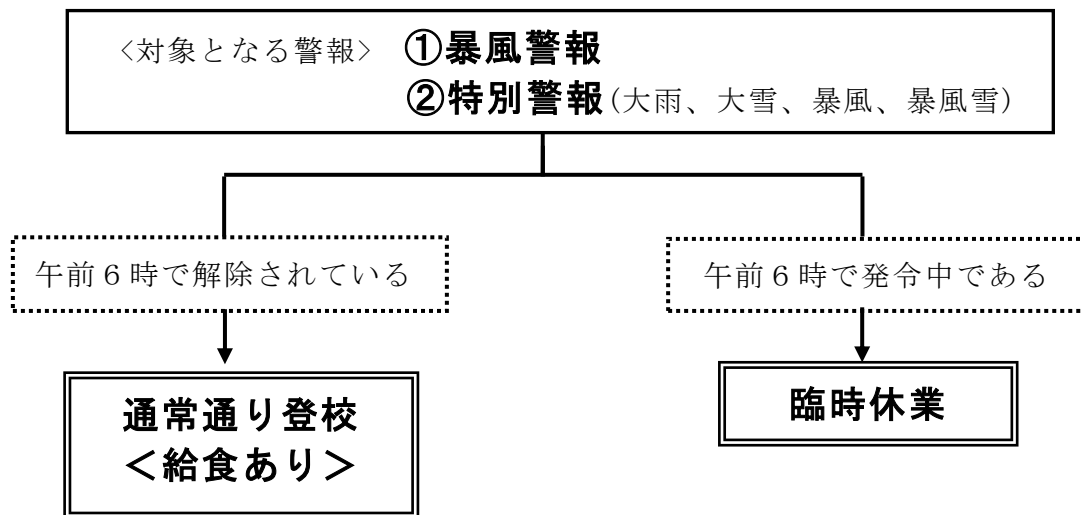
倉敷市立倉敷第一中学校
校長 新谷 雅司

気象警報発令時の生徒の登校について

保存版

気象警報が発令された場合の生徒の登校について、次のようにお願いいたします。

- 1 午前6時の時点で、「登校」か「臨時休業」か判断してください。



- 2 午前6時の時点で発令されていないが、始業前までに①②の警報が発令された場合も、「臨時休業」とします。また登校後(登校中)に、①②の警報が発令された場合、原則として全生徒を下校させます。その場合、下校開始時刻等は、「保護者連絡帳」で連絡させていただきます。

3 その他

- (1) <対象となる警報>以外の警報は、原則として登校することとします。ただし、保護者が安全確保の観点から登校を見合わせた方がよいと判断された場合は、中学校へその旨をご連絡ください。(☎465-2178 倉敷第一中学校)
- (2) 警報の発令を知らないで登校している生徒を見かけられた場合は、速やかに安全に帰宅するように声かけをお願いします。
- (3) 緊急連絡は「保護者連絡帳」でお知らせします。まだ、「保護者連絡帳」の登録がお済みでない方は、この機会に登録をよろしくお願いします。

「高齢者等避難」・「避難指示」発令時の対応について

＜学校所在地において発令された場合＞

1 登校前に発令された場合

○ 「高齢者等避難」発令

通常通り登校とするが、保護者の判断により登校を控えた場合は、欠席扱いとはしない。

○ 「避難指示」発令

午前6時の段階で発令されていた場合は、自宅待機とする。その後、解除となり、登校することとなった場合でも、保護者の判断により登校を控えた場合は、欠席扱いとしない。

2 登校後に発令された場合

○ 「高齢者等避難」発令

保護者から申出があった場合は、保護者へ引渡しを基本として下校させ、早退扱いとしない。

○ 「避難指示」発令

保護者への引渡しによる下校を基本とし、状況によっては教員の誘導により下校させる。ただし、発令地域に自宅がある場合は、保護者と相談して判断する。緊急を要する場合は新たな避難場所へ誘導する。

＜在住地もしくは通学路において発令された場合＞

1 登校前に発令された場合

○ 「高齢者等避難」「避難指示」発令

保護者の判断により登校を控えた場合は、欠席扱いとしない。

2 登校後に発令された場合

○ 「高齢者等避難」「避難指示」発令

保護者から申出があった場合は、保護者への引渡しを基本として下校させ、早退扱いとしない。

※ 早く下校させる場合や臨時休業等については、「保護者連絡帳」で配信します。